

連絡先：〒400-0074

山梨県甲府市千塚3-9-3 ルネマンション千塚1-C

電話：055-240-0248 FAX：055-240-0250

URL：<https://sr-okajimusho.jp>

社労士法人 岡事務所便り

従業員の「資格確認書」が会社宛に届いた場合の対応

◆「資格確認書」とは

令和6年12月2日以降、従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。

しかしながら、令和7年5月のマイナ保険証を利用した人の割合は43.1%（推計値）と半数に届かず、マイナ保険証の利用登録解除を申請する人もいる（6月の受付件数は12,263件）ため、マイナ保険証を保有していない人（マイナカードの電子証明書の有効期限切れの人も含む）すべてに、従来の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」が申請によらず無償で交付されます。

この資格確認書は、マイナ保険証を使わずに医療機関等で保険診療を受けるために必要となる書面です。

◆送付対象者の自宅へ送付

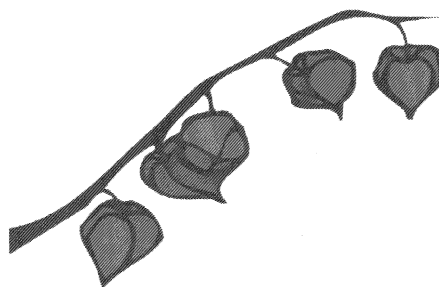
協会けんぽでは、令和7年7月下旬より順次、令和7年12月2日以降にマイナ保険証にて保険診療が受けられない人の資格確認書を、被保険者の自宅へと送付しています。

また、送付対象者がいる事業所に対して、送付対象者が掲載された一覧表を送付しています。

◆対象者宅に届かなかった場合は会社宛に送付

協会けんぽの発送した資格確認書が、被保険者の転居等により宛先不明となって届かない場合もあることから、その場合は会社宛に送付するとされており、届いた場合は速やかに本人に配付してほしいとされています。

なお、これらの対応は令和7年4月30日時点の情報に基づき行われているため、既に退職等により資格喪失している人について、一覧表に掲載されていたり資格確認書が届いたりする可能性があります。



【厚生労働省「中医協資料；医療DX推進体制整備加算等の要件の見直しについて」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001521280.pdf>

【厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

【全国健康保険協会「お知らせ（令和7年8月）」】

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/gl/r7-8/7080501/>

「19歳以上 23歳未満の被扶養者に係る認定について」の通達が公表されました

令和7年度税制改正において、特定扶養控除の要件の見直しおよび特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、健康保険法の被扶養者の認定対象者が19歳以上23歳未満である場合における取扱いについて、通達が公表されました。

◆認定対象者が19歳以上23歳未満である場合における取扱い

認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を130万円未満とするものについて、当該認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円未満として取り扱うこと。

なお、当該認定対象者の年間収入の額に係る認定要

件以外の取扱いについては、昭和 52 年通知と同じとすることとされています。

※昭和 52 年通知の内容

1. 認定対象者」が被保険者と同一世帯に属している場合

(1) 認定対象者の年間収入が 130 万円未満 (60 歳以上または一定の障害者は 180 万円未満)、かつ、被保険者の年間収入の二分の一未満である場合

(2) (1) の条件に該当しない場合であっても、認定対象者の年間収入が 130 万円未満 (60 歳以上または一定の障害者は 180 万円未満)、かつ、被保険者の年間収入を上まわっておらず、被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるとき

2. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が、130 万円未満 (60 歳以上または一定の障害者は 180 万円未満)、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合

◆船員保険法の被扶養者の認定について

上記に準じて取り扱うものとされています。

◆施行日

令和 7 年 10 月 1 日

大学生が扶養から外れないようにする就業調整をしていることを受け、人手不足解消の観点から、認定にかかる年間収入の要件を緩和したものです。

大学生の子を扶養する被保険者がいる場合は、必ず押さえておきましょう。

【厚生労働省「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について」】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T250724S0010.pdf>

9 月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

30 日

- 個人事業税の納付<第 1 期分> [郵便局または銀行]

行]

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第 2 期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

～当事務所よりひと言～

マイナ保険証も利用状況が芳しくないようです。先出の資格確認書も、「マイナ保険証を持っていない方が医療機関等を受診する際に必要となる書類です。」

マイナンバーカードの普及状況がこのような結果を招いていることだと思います。

一方、19 歳以上 23 歳未満 (大学生相当年齢) にあつては、150 万円未満の場合は、健康保険法上の被扶養者として認定することになります。(令和 7 年 10 月 1 日施行)

これは、大学生が扶養から外れないようにする就業調整をしていることを受け、人手不足解消の観点から、認定にかかる年間収入の要件を緩和したものだそうです。

そもそも学生の本分とは何なんでしょう？もちろん勉強だと思いますが、学生の本分は勉強だけでなく、自ら進んで学び、経験を通して成長することも重要であるという意見もあります。

自らの学生時代を振り返ると、耳が痛い気もします。

令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安が公表されました。全国加重平均は 1,118 円、上昇額は過去最高です。10 月の改定に向けて議論されている最低賃金について、令和 7 年 8 月 4 日に開催された第 71 回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ、公表されました。目安通りに各都道府県で上げが行われた場合の全国加重平均は 1,118 円で、全国加重平均の上昇額は 63 円 (昨年度は 51 円) となります。これは昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額となり、引上げ率は 6.0% (昨年度は 5.1%) となります。

さて、山梨県の最低賃金が気になるころですが、今後は、この目安を参考に、各地方最低賃金審議会で、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議のうえ、答申が行われ、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。山梨県も 1,050 円前後が予想されます。

事業主としては頭の痛い所です。

岡